法第十七条の六に規定する消防設備士免状の交付を受けている者	二時間
消防行政に係る事務のうち消防用設備等に係る事務に関し一年以上の実務経験を有する者	二時間
建築行政に係る事務のうち建築物の構造及び建築設備に係る事務に関し二年以上の実務経験を有する者	三時間
令第三条第一項第一号イに規定する甲種防火管理講習の課程を修了している者	五時間
規則第四条の二の四第四項に規定する防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者	二時間
令第四条の二の八第三項第一号に規定する自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了している者	二時間
期間ごとに第一種又は第二種の消防設備点検資格者免状の交付を受けないことにより第一種又は第二種の消防設備点検資格者の資格を失った者	二時間

施設及び設備の維持管理	二時間
防火管理に係る訓練及び教育	二時間
防火管理に係る消防計画	二時間
消防用設備等技術基準	三時間
防火対象物の点検要領	五時間

第七第一号の表以外の部分を次のように改める。

一　特種の再講習は、次の表の上欄に掲げる再講習科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる再講習時間を基準として行うものとする。

第七第二号の表以外の部分を次のように改める。

二　第一種又は第二種の再講習は、次の表の上欄に掲げる再講習科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる再講習時間を基準として行うものとする。

附　則

1　この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

2　消防法施行規則第四条の二の十三第三号の規定に基づき、同条第一号及び第二号に掲げる者に準ずる者を定める件（平成二十年消防庁告示第十四号）第一第一号に規定する者は、第四の消防法施行令第四条の二の八第三項第一号に規定する自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了している者とみなす。

講習科目	講習時間
防火管理の意義及び制度	二時間
火気管理	二時間

○消防庁告示第二十号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の二の五第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件（平成十六年消防庁告示第十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月十四日

消防庁長官　久保　信保

第二第一号を次のように改める。

規則第四条の二の四第四項第一号及び第二号に規定する者	防火管理の意義及び制度、火気管理及び消防用設備等技術基準
規則第四条の二の四第四項第三号及び第三号の二に規定する者（甲種防火管理講習の課程を修了した者に限る。）	防火管理の意義及び制度、火気管理、施設及び設備の維持管理、防火管理に係る訓練及び教育及び防火管理に係る消防計画
規則第四条の二の四第四項第三号及び第三号の二に規定する者（甲種防火管理講習の課程を修了した者を除く。）	防火管理の意義及び制度及び防火管理に係る訓練及び教育
規則第四条の二の四第四項第四号から第八号まで及び第十二号に規定する者	施設及び設備の維持管理
規則第四条の二の四第四項第九号に規定する者	防火管理の意義及び制度、火気管理、施設及び設備の維持管理、防火管理に係る訓練及び教育、防火管理に係る消防計画及び消防用設備等技術基準
規則第四条の二の四第四項第十号に規定する者	防火管理の意義及び制度及び火気管理
規則第四条の二の四第四項第十一号に規定する者	防火管理の意義及び制度
規則第四条の二の四第五項第六号の期間ごとに防火対象物点検資格者免状の交付を受けないことにより防火対象物点検資格者の資格を失った者	防火管理の意義及び制度、火気管理、防火管理に係る訓練及び教育、防火管理に係る消防計画及び消防用設備等技術基準

一　講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講習時間を基準として行うものとする。

第三の表を次のように改める。

講習科目の一部を免除することができる者　免除することができる講習科目

第五の表以外の部分を次のように改める。

再講習は、次の表の上欄に掲げる再講習科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる再講習時間を基準として行うものとする。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現にこの告示による改正前の第二第一号に規定する講習の課程を修了し、同第二号に規定する修了考査に合格している者は、この告示による改正後の第二第一号に規定する講習の課程を修了し、同第二号に規定する修了考査に合格している者とみなす。

○消防庁告示第二十一号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の二の十四第五項の規定に基づき、自衛消防組織の業務に関する講習の実施細目（平成二十年消防庁告示第十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月十四日

消防庁長官　久保　信保